# 鈴鹿市小地域福祉活動に対する補助金要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、地域づくり協議会が主体となり、小地域福祉活動をより円滑に実施できるよう推進し、もって地域住民同士が協力し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができることを目的に、必要な事項を定めるものである。

# (補助対象団体の条件)

第2条 補助対象団体は、市内の地域づくり協議会及びその構成団体とする。

#### (補助対象の活動内容)

- 第3条 補助の対象となる活動内容は、地域づくり協議会において地域住民が主体的に取り 組む下記の小地域福祉活動とする。
  - (1)高齢者福祉活動(一人暮らし高齢者の集い・敬老会の実施、給食サービス、見守り ネットワーク活動等)
    - ※一人暮らし高齢者の集いを、地区民生委員児童委員協議会主催(複数の地区合同開催含む)で実施される場合は、「鈴鹿市一人暮らし高齢者の集い事業交付要綱」に則り別の補助金を申請することもできる。ただし、2 つの補助金を併用することはできない。
  - (2) 子ども福祉活動(子育て中の母子交流の場づくり、子ども食堂の実施等)
  - (3)地域の支え合い活動(住民参加型在宅福祉サービスの運営、行方不明者捜索ネット ワークの構築、支え合いマップの作成、福祉委員の養成等)
  - (4)地域防災活動(災害時要援護者見守りマップの作成、地域版災害ボランティアコーディネーターの養成等)
  - (5) 協議会の活動区域で実施される福祉イベント、福祉懇談会、勉強会等
  - (6) その他、鈴鹿市社会福祉協議会会長(以下「会長」という)が認める活動

#### (補助対象とならない活動)

- 第4条 補助の対象とならない活動内容は、次に掲げるものとする。
  - (1) 小地域福祉活動と認められないもの
  - (2) 法令または公序良俗に反するもの、又は恐れのあるもの
  - (3) 政治、宗教活動を助長する恐れのあるもの
  - (4)飲食費、飲食等施設での経費(但し給食サービス活動等は除く)
  - (5)各種娯楽を目的とした活動に関わる旅費、入場券代等
  - (6) その他会長が地域福祉活動と認められないもの

# (補助金額)

第5条 補助金額は、別表「各地域別補助金額」で記載された金額を上限とする。

#### (補助の申請)

- 第6条 補助を申請する地域づくり協議会の代表者は、「鈴鹿市小地域福祉活動に対する 補助金実施協議書(表紙)(様式1-1)」「鈴鹿市小地域福祉活動に対する補助金 実施 協議書(様式1-2)」を、会長に提出するものとする。
- 2 全地区からの申請を受け付けた後、予算に余剰金が発生する場合は、前項と同様の流れで2次申請を行うことができる。ただし、すでに申請された事業の補填分は認めない。 年度途中で新たな事業に取り組むものに限る。

# (補助の決定)

第7条 会長は、前条を受理したときは、速やかに内容を審査し、補助の可否及び補助額等 を「鈴鹿市小地域福祉活動に対する補助金交付決定通知書(様式1-3)」により代表者 に通知する。

# (補助金の請求)

第8条 前条の通知書を受理した地域づくり協議会は、「鈴鹿市小地域福祉活動に対する補助金交付請求書(様式1-4)」により、補助金を請求することができる。地域づくり協議会の構成団体に対して振込を希望する場合は、「鈴鹿市小地域福祉活動に対する補助金振込口座証明書(様式1-5)」及びその通帳の写しを会長に提出するものとする。

# (補助金の振込)

第9条 会長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに決定補助額の振込を行う。

# (実施報告)

第10条 補助を受理した地域づくり協議会は、「鈴鹿市小地域福祉活動に対する補助金実施報告書」及びその他支払いを証明できる書類等を、補助対象事業を全て完了後1か月以内、又は別に定める期日のいずれか早い日までに、会長に提出しなければならない。

#### (補助金の返還)

- 第11条 補助を受理した地域づくり協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、 補助金の一部又は全額を返還しなければならない。
  - (1) 虚偽の申請が判明したとき。
  - (2) 第2条及び第3条の要件を満たさないことが判明したとき。
  - (3) 目的外に使用したとき。
  - (4) 補助金が余ったとき。
  - (5) その他第4条に掲げる活動に使用したとき。

#### 附則

- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和7年2月21日から施行する。

# 令和7年度 鈴鹿市小地域福祉活動に対する補助金申請スケジュール

鈴鹿市小地域福祉活動に対する補助金(新制度)について、以下の通りにスケジュールを 設定しています。

以下のスケジュールは目安となります。

<b>補助申請</b> (様式1-1、1-2、1-4、1-5) ※日付欄は空白のまま ご提出をお願いいたします。	R 7年3月17日までに提出
<b>決定通知</b> (様式1-3)	4月1日付で通知
補助金交付	4月末日までに交付
<b>補助金返戻</b> (様式1-8)	R8年3月末までに提出
<b>実施報告</b> (様式1-6、1-7、会計関係書類)	

# ●一人暮らし高齢者の集い事業補助金申請スケジュール

別紙「鈴鹿市一人暮らし高齢者の集い事業交付要綱」をご確認ください。

【事務局】鈴鹿市社会福祉協議会

地域福祉課

TEL:059-373-5750

FAX:059-382-7330